

# 令和5年度ふくしまの心豊かな暮らしづくり推進事業（交流会・スタンプラリー） 業務委託仕様書（案）

## 1 委託業務の目的

本委託業務は、県内のプロスポーツチーム（福島ユナイテッドFC、福島レッドホープス、福島ファイヤーボンズ、いわきFC、デンソーエアリービーズ、以下「各チーム」という。）と連携して、各チームと県民が触れ合う交流会や公式戦等を観戦するスタンプラリーを実施することにより、プロスポーツの応援機運醸成や観戦者数の増加を図り、交流人口の拡大や地域活性化、心豊かな暮らしやゆとりと潤いのある暮らしの実現につなげることを目的とする。

## 2 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

## 3 委託業務の概要

- (1) 各チームと県民が触れ合う交流会（以下「交流会」という。）事業
- (2) 各チームの試合を観戦するデジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）事業

## 4 委託業務の内容

本委託業務を実施するに当たり、受託者は、県と共に、各チームと連絡調整を行い、連携を図ること。

また、イベントにあつては、多くの方に参加いただけるよう、県と協議の上、開催内容を広く周知、広報等すること。

### (1) 各チームと県民が触れ合う交流会事業

プロスポーツに対する関心を高め、プロスポーツの応援機運を醸成するなど、各チームのファンの掘り起こしや観戦者数の増加に繋がる内容とすること。

#### ① 交流会の企画運営

ア 事業実施日：契約締結日から令和6年2月29日までの内、1日または連続した2日間

イ 実施場所：県内の体育館やイベントホール等、実施に適した場所

ウ 業務内容

- ・交流会実施回数は1回とする。
- ・参加者は1,000人程度とし、交流会会場の確保を行うこと。ただし、内容等に応じて、県と協議の上、人数を変更することも可能とする。
- ・各チームの選手、監督等が参加し、参加者と積極的に交流を深めることで、参加者が、各チームに対して、親近感や愛着を抱く内容とすること。
- ・各チームホーム戦の観戦者数増加に繋がる内容とすること。
- ・プロスポーツに関心のない方の来場を促す内容とすること。
- ・「FUKUSHIMA 5 STARS」のロゴ（別紙参照）を効果的に活用した内容とすることで、各チームに対する認知や愛着の拡大を図ること。
- ・なお、プロスポーツに関心のない方の来場を促すため、交流会は他のイベントとの同時開催が望ましい。
- ・実施方法及び内容は、企画提案者による自由提案とする。

## ② 広報及び参加者の募集

### ア 事業内容

- ・交流会の名称やチラシ等告知物のデザイン及びレイアウトを提案し、県と協議の上で決定すること。
- ・チラシ等告知物を作成及び配布するほか、マスメディアやSNS等を利用するなど、効果的に広報し、参加者の募集を行うこと。

### イ 留意事項

- ・広報及び参加者の募集にあたっては、民間事業者の有する知見や技術を活かして、見る人に興味関心を抱かせ、多数の参加が見込めるような工夫や効果的なプロモーションを実施すること。

## ③ 事業成果の把握・取りまとめ

参加者に対しアンケート（設問内容は県と協議して設定すること）を行い、事業の成果を取りまとめること。

## (2) 各チームの試合を観戦するデジタルスタンプラリー事業

各チームの観戦者数増加に繋げるため、各チームの県内におけるホーム公式戦等をスタンプラリー形式で観戦する企画を実施すること。

### ① デジタルスタンプラリーの企画・運営

ア 開催期間：契約締結日から令和6年1月31日までの内に1回

#### イ スタンプスポット

- ・各チームの県内におけるホーム公式戦等をスタンプスポットとして設定すること。
- ・スタンプスポットの設定は、各チームのホーム公式戦等の日程に従い、各チームと調整すること。なお、ホーム公式戦等の日程に変更があった場合は、これに応じてスタンプスポットも変更すること。
- ・県内におけるホーム公式戦等の開催を予定していないチームがあった場合は、スタンプスポットの対象から除外すること。

#### ウ スタンプラリープログラム制作・調整

- ・企画全体の構成、制作に関すること。
- ・応募受付の調整
- ・各チーム等との交渉や、スタンプラリー実施に必要な制作物等の設置・維持・撤去を行うこと。

#### エ 広報・運営管理

- ・スタンプラリーの名称やチラシ等告知物のデザイン及びレイアウトを提案し、県と協議の上で決定すること。
- ・チラシ等告知物を作成及び配布するほか、マスメディアやSNS等を利用するなど、効果的に広報すること。
- ・なお、広報においては、「FUKUSHIMA 5 STARS」のロゴ（別紙参照）を積極的に使用することで、各チームの認知拡大に繋げること。
- ・窓口を設けて各種問い合わせに対応すること。

#### オ 特典の手配・管理

- ・県と協議の上、参加者に対しての特典（各チームに関連のある内容とすること）の手配・発送等を行うこと。

※デンソーエアリービーズに関連のある特典の手配・発送等は不要。

- ・スタンプ数に応じた特典を設定するなど、各チームの横断的な試合観戦に繋がる内容とすること。
  - ・なお、特典については、各チーム（デンソーエアリービーズは除く）から受託者に無償で提供することで、県と各チームの間で調整済み。
- ② システムの開発・維持管理
- スタンプラリーの実施に対応したウェブブラウザ型やアプリ型等のシステム（以下「システム」という。）の開発・維持管理を行うこと。
- ア システムの仕様
- ・スマートフォンやタブレット等可能な限り多くのモバイル端末機種に対応可能なシステムとすること。
  - ・幅広い世代の方が利用しやすいユーザーインターフェースとすること。
  - ・参加者がスタンプラリー参加中に、モバイル端末を別の端末に変更した場合でも、可能な限り獲得したスタンプ等を情報が引き継げる仕様とすること。
- イ システムの機能
- ・スタンプスポット情報等の確認機能
  - ・スタンプの取得機能及び取得状況の確認機能
  - ・特典の閲覧機能及びスタンプの取得状況に応じた特典応募機能
  - ・参加者アンケート機能
  - ・通知機能（実施期間や特典申込期限等、情報を適時参加者に配信する機能）
  - ・上記に関するシステムの管理機能
  - ・なお、上記の条件を基本とするが、より実行性の高い内容で実施できる場合等には、受託者の提案でこれを変更することを妨げない。
- ウ システムの維持管理
- ・安定してシステムを運用できるよう、保守・運用を行うこと。
  - ・システムの利用状況を常時把握できるようにすること。
  - ・システムの不具合等が見つかった場合はこれを修正すること。
  - ・システムの不具合等について対応窓口を設けること。
- エ 留意事項
- ・システムについては、本事業の目的・仕様が達成可能であれば、新規開発・既存の別を問わない。
  - ・個人情報の収集を行う場合、本事業に最小限必要な内容に留め、プライバシー保護のための統計的な処理を行うなど、個人情報が外部に漏れることのないよう、その管理を適切に行うこと。
- ③ 事業成果の把握・取りまとめ
- 参加者に対しアンケート（設問内容は県と協議して設定すること）を行うほか、各スタンプスポットにおける参加者の年代や居住地域等の情報を集計し、事業の成果を取りまとめること。

### (3) その他

- ・県の求めに応じて必要な素材（紙媒体、PDFデータ、画像データ等）を提供すること。
- ・地産地消の観点から、資材の調達や告知物の制作等にあたっては、可能な限り県内事業者を利用すること。

## 5 実施体制・業務主任等

- (1) 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。

- (2) 受託者は、本委託業務における主たる責任者を定め、県担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

## 6 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

## 7 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) 告知物、動画、写真等作成物のデータ
- (3) その他、実績を報告するのに必要なデータ（画像等）

## 8 委託業務実施に係る留意事項

- (1) 疑義  
受託者は、本仕様書において定めがなく、契約に関して疑義が生じた場合は、事前に委託者に協議を行うこと。
- (2) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・着手届
  - ・実施工程表
  - ・業務実施体制図
  - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (3) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・完了届
  - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (4) 本委託業務により収集したデータ、写真、文書等及び製作される成果物の著作権は 県に帰属するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (5) 受託者は、業務の遂行に当たり県と協議し適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- (6) 受託者は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ委託者の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。

## 9 新型コロナウイルス感染症等による契約内容の変更について

新型コロナウイルス感染症等の影響により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、委託者受託者協議のうえ、定めることとする。